

## 令和5年関川村議会6月（第4回）定例会議会議録（第1号）

### ○議事日程

令和5年6月8日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 議会運営委員長報告
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 一般質問
  - 第 5 報告第 3号 令和4年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について
  - 第 6 報告第 4号 令和4年度関川村一般会計事故繰越しの繰越額の報告について
  - 第 7 報告第 5号 令和4年度関川村下水道事業会計予算繰越報告について
  - 第 8 報告第 6号 令和4年度関川村簡易水道事業会計予算繰越報告について
  - 第 9 報告第 7号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
  - 第10 議案第28号 関川村税条例の一部を改正する条例
  - 第11 議案第29号 関川村入湯税条例の一部を改正する条例
  - 第12 議案第30号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
  - 第13 議案第31号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第2号）
  - 第14 議案第32号 令和5年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 3号 令和4年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について
- 第 6 報告第 4号 令和4年度関川村一般会計事故繰越しの繰越額の報告について
- 第 7 報告第 5号 令和4年度関川村下水道事業会計予算繰越報告について
- 第 8 報告第 6号 令和4年度関川村簡易水道事業会計予算繰越報告について
- 第 9 報告第 7号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
- 第10 議案第28号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第29号 関川村入湯税条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第30号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第31号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第2号）

第14 議案第32号 令和5年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

---

○出席議員（10名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	平	田		広	君
9番	伝		信	男	君	10番	菅	原		修	君

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君						
副	村	長	角	幸	治	君					
教	育	長	佐	藤	修	一	君				
総	務	課	長	野	本	誠	君				
脱	炭	素	推	進	室	長	大	島	祐	治	君
住	民	税	務	課	長	田	村	清	洋	君	
健	康	福	祉	課	長	渡	邊	浩	一	君	
農	林	課	長	富	樫	吉	栄	君			
建	設	課	長	河	内	信	幸	君			
教	育	課	長	渡	邊	隆	久	君			
健	康	福	祉	課	参	事	佐	藤	恵	子	君
診	療	所	事	務	長	須	貝	博	子	君	

---

○事務局職員出席者

事	務	局	長	熊	谷	吉	則					
議	会	事	務	局	副	主	幹	小	池	由	美	子

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和5年関川村議会6月（第4回）定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

---

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、鈴木紀夫さん、4番、伊藤敏哉さんを指名します。

---

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から、本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（小澤 仁君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る5月29日、令和5年6月（第4回）定例会議の運営について、役場第2会議室において、委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催しました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告、一般質問を行い、その後、各議案の上程を行います。終了後、常任委員会を開催し、陳情の審査を行います。

9日と12日から14日までは、議案調整及び委員長の事務整理日とします。

15日木曜日は午後3時から本会議を開催し、常任委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審議をし、即決とします。

次に、議案の取扱いについて申し上げます。

報告第3号は、令和4年度一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑を行い、報告を終わります。

報告第4号は、令和4年度一般会計事故繰越しの繰越額の報告案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑を行い、報告を終わります。

報告第5号は、令和4年度下水道事業会計の予算繰越報告案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑を行い、報告を終わります。

報告第6号は、令和4年度簡易水道事業会計の予算繰越報告案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑を行い、報告を終わります。

報告第7号は、公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況の報告案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑を行い、報告を終わります。

議案第28号から議案第30号は、条例の一部改正案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第31号及び議案第32号は、令和5年度一般会計、簡易水道事業会計の補正予算案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は5月22日正午で締め切り、2名の方が本定例会議において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。総務厚生常任委員会において審査をお願いします。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表（案）のとおり決定しました。

---

### 日程第3、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年4月分の例月出納検査結果の報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

第3回臨時会議後、議員派遣の必要があるものにつきまして、議長決定により議員派遣を行いましたので、お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり、挨拶の申出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

議員の皆様には大変ご多用のところお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

田植も終わり、爽やかな季節となりましたが、この後、梅雨の時期となり、災害を心配しなければならぬ季節となります。気象状況を確認しながら、万一来に備え、気を引き締めて対応してまいりたいと考えておるところでございます。

コロナ対策につきましては、ようやく出口が見えたように感じております。アフターコロナに向けて、様々な事業活動が活発に行われることを期待しているところでありますし、今年は大したもん蛇まつりを4年ぶりに開催するというので、現在その準備を進めているところでございます。

また、村が進めております脱炭素事業につきましては、その根幹を担うせきかわふるさとエネルギー株式会社を6月1日に正式に発足させました。エネルギーの地消地産に鋭意取り組んでまいります。ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、定例会議に提案いたしますのは、予算の繰越案件4件、村が出資している法人の経営状況報告1件、条例の改正案件3件、補正予算案件2件、以上10件でございます。追って上程の際にご説明申し上げますので、慎重審議の上、ご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

なお、原油価格や物価の高騰が住民生活に影響を及ぼしており、これまでもその対策を講じてまいりましたが、このたびの補正予算におきましても、子育て世帯や低所得者世帯、高齢者施設に対する支援のための事業費を計上したところでございます。今後、農業など産業分野での物価高騰の影響にも目配りをしつつ、さらなる支援対象の拡大を検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で村長の挨拶を終わります。

---

#### 日程第4、一般質問

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は2名です。発言を許可します。

初めに、4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 4番、伊藤敏哉でございます。

環境と経済を両立する「自伐型林業」導入の支援について伺います。

第6次総合計画、林業の振興では、「村内の総森林面積の約25%を占める民有林は、木材価格の低迷や後継者不足により管理されない森林が増加傾向にあります。また、それに伴い人工林のほとんどを占めるスギの伐期齢が高くなっています。そこで、森林組合等と連携し、計画に基づいた造林、保育など適正な林業施業を推進するとともに、生産コストの低減、作業効率向上及び資源の有効活用を図るため、路網整備を促進します」としています。

国土の7割を森林が占める我が国ではありますが、林業は補助金依存で赤字体質を脱却できない現状が続いております。そのような林業の現状を打破する新たな経営手法として注目されておりますのが自伐型林業であります。以下、NPO法人自伐型林業推進協会の中嶋健造代表理事の自伐型林業の解説記事を引用して質問をさせていただきます。

現在、一般的に行われております林業は、短伐期皆伐施業と呼ばれ、杉やヒノキを植林した後、一、二回の間伐を経て約50年後に全て伐採し再造林するやり方です。間伐の量に応じて補助金が支給されるため、事業者は間伐を増やすわけですが、後にA材として販売できる木材も、B材やC材として生産されてしまう現状でございます。一度に多くの木を間伐するため、重機や作業道の大型化が進められ、設備投資は拡大しましたが、コスト増に見合った売上げ増は実現しておらず、全国の山林所有者の赤字状況は改善されておられません。国有林、各県の県行造林、民有林の赤字合計額は10兆円に上ると言われております。森林組合の売上げに占める補助金の比率は、全国ベースで8割に達しているのが現状であります。

赤字体質を脱却できない理由として、現行の林業形態は初期投資に莫大な金額がかかります。幅広作業道の整備、大型林業機械の導入、作業道や機械の修繕費、高額な燃料費など、高投資・高コスト型になっております。一方で、それに見合った収入はなく、持続可能な森林経営ができる状況ではない現状であります。

皆伐収入が1ヘクタール約50万円と仮定しますと、再造林費用は1ヘクタール当たり100万円で、植林後はさらに下草刈り等の費用が加算され、50万円の原資に対して再造林には200万円以上の費用がかかり、再造林するほど赤字が膨らむ構造になっており、補助金依存の事業経営にならざるを得ない現状であると言えます。

こうした課題を解決するとして注目されております自伐型林業は、100年から150年以上の長期にわたり繰り返し間伐を行い、良材を残していく多間伐型の林業であります。自伐型林業は良材を残していくので、間伐で切る木材の本数は現行の皆伐型と比較してトータルでは減りますが、その分、

良材の蓄積量は増え、100年後には皆伐型の2.5倍以上になると言われております。付加価値の高い良材をしっかりと育て、加えて、間伐したB材とC材を定期的に生産するこの手法は、短伐期皆伐型の従来手法と比べ、山の価値は5倍以上になると試算されております。

また、自伐型林業の大きな特徴の一つに、できるだけ森の環境に影響を与えないよう、間伐のし過ぎを防ぎ、適度に樹木が込み合っていて、土壌が水分を保てる状況を維持し、なおかつ作業性を確保できる壊れない作業道づくりを推進していることが挙げられます。これらの工夫は、小規模な砂防施設をつくるのと同じ効果があり、自伐型林業者の山林では豪雨災害での被害が極端に少なかった事例が報告されております。

自伐型林業の初期投資や収益性につきましては、必要な作業道の幅は2.5メートルほどで、敷設作業には3トクラスのミニバックホーがあれば可能であります。作業道づくりを含め、伐倒用のチェーンソー、木材搬出用の林内作業車として軽トラックあるいは2トントラックがあれば自伐型林業に参入することができます。初期費用は300から500万円程度と見込まれます。大規模な設備投資が要らず、今後は中小企業や小規模事業者の参入が予想されております。

本村では、国土調査による山林の境界の明確化もかなり進んできたこと、また村が脱炭素先行地域の事業としてバイオマス発電事業を計画していることから、村民の意識を山林や林業に向けてもらうまたとない好機が訪れたと言えます。新たな事業者参入による自伐型林業の導入・支援に向けた村の取組の可能性についてお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

新たな事業者参入による「自伐型林業」の導入・支援に向けた村の取組についてでございますが、議員ご指摘のとおり、自伐型林業は初期費用が比較的安価で始められることから、新たに農業との兼業やリタイア層の方など、幅広い層の人が林業に就労できる取組として注目をされています。

しかしながら、自伐型林業は長伐期択伐施業とも言われ、100年から150年以上にわたって間伐をしていく施業であり、大径木の木を間伐していくため、林家としての相当な技術も必要であると考えております。また、どの木を残してどの木を切るのか、森づくりについても長い経験から生まれる知識の習得も必要になるのではないかと思います。

村では、まずは山から離れてしまった気持ちを呼び戻したいという思いから、林業人材育成事業としてせきかわ山の担い手育成講座を開催し、所有森林を適正に管理したい、森林整備の技術を学び山里の整備を自ら行いたいといった村民を対象に森林・林業に関する講座を開催し、森林・林業

に関わる人材の発掘にも力を入れているところでございます。

こうした取組を通じまして、林業に参入する人材が育ち、自伐型林業に取り組むことになれば、これは森林の適正管理の面からもあるいは移住定住の面からも歓迎すべきことでありますので、バイオマス発電事業などの進捗に合わせまして、自伐型林業だけでなく森林・林業全体が活性していくような仕組みづくりについて必要な支援策を考えてまいりたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

村では、今後、人材育成あるいは山をベースとした経済活動、そういうことに対しての講座の開設などを検討されていると伺いました。

私、この質問書の冒頭に、第6次総合計画の部分を引用させていただきましたけれども、残念ながらこの文言の中には、収益ですとか売上げですとか、そういう経済、お金の収支に係るところ、いわゆる産業としての農業と比較して、林業とは言っておりますものの、ほとんど経営の段階まで取り組んでいらっしゃる方々は少ない現状なのかなと考えております。

将来的には、この総合計画の中にも、現在、山林を所有している方々が実際に経済活動と申しますか、実際に販売して収益を上げるような、そういう文言が載るような村に早くなってもらいたいと考えておるところです。

村長からの答弁について再質問させていただきますけれども、村の現在の取組、人材育成事業、あるいは山林から収益を上げるためのあるいは山林に興味を抱いている方に対しての講座というご説明がございましたけれども、現段階での取組実績と申しますか、今後の取組になるのか、事業の組立てなど進んでいるのであれば少し詳細をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

林業人材育成事業は、せきかわ山の担い手育成講座を昨年度から開催しております。昨年度、年2回の予定をしておりましたけれども、水害の関係もありまして1回の開催となってしまいました。7月に行われました。8名参加されております。

今年も7月15日に、森林組合さんに委託をしまして、森林の役割とか安全な山作業のこととか木の見方も含めて、あと間伐作業地に行きまして現地を視察したり、伐倒やそういったもの実際に作業するところについても学んでいただきたく、近く募集をかける予定となっております。

その後、また10月ぐらいに第2回目ということで今年も予定しているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

昨年は7月に実施され、8名が受講されたということでございました。



それで、この8名の方々、もし差し支えなければ、個人的な興味で来られた方がほとんどなのか、あるいは組織として団体として何か取り組む可能性のある方なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 参加者の状況でございますけれども、具体的には自然環境管理公社からも職員に出させていただきます、実際に業務の中でそういったものに触れる場面が想定される方からの参加もございましたし、特に今薪の生産を個人的に取り組み始めた方などもいらっしゃる、興味を持たれた方が参加されております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

森林組合の役割といたしますか、森林組合、バイオマス発電事業、脱炭素事業の中でも、森林組合さんの位置づけといたしますか、活動が大きく期待される場所でもありますけれども、森林組合さんが現在持っているいろんなノウハウですとか、先ほど村長の答弁にございましたけれども、大径木を伐採する技術ですとか、伐採する木の選別、選定等につきまして、一番、村内の組織の中でそういうノウハウを持った組織だと思います。

私個人としても山林を所有しているんですけども、実際にどういう管理をしていけばいいか分からないという方が非常に多くいらっしゃるのではないかと、自分も含めてですけども。こういう村で企画した育成のための講座は、非常にその入り口として取り組みやすい、行ってみようかなと思わせてもらえるような取組だと思いますし、ぜひ継続していただきたいんですが、森林組合が、村民が森林に対しての活動を進めていく上で森林組合に期待する役割について、村でどのように考えているか、この機会に少しお尋ねします。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

森林組合さん、おっしゃるとおり村内では非常に優れた林業技術を持っていらっしゃる方だと思いますし、山を持っている方であれば組合員になっておりまして、非常に村民とも近い距離でお話ができる団体だと認識しております。

森林組合さん、村民と近い距離ということもございますし、この講座を含めて、ふだんの活動の中でこういうふうに山を育ててほしいとか、こういうことができますよというところをまた積極的に村民の方に周知していただきたいと思っておりますし、バイオマスの関係もございます。そういったところで、木材の搬出ではちょっと大きな機械が必要になったりする場面もあるかと思っております。そういう材木の収集の面でも何か技術の伝承であったり、具体的に収集の作業をしていただくとか、そういったところまで含めて、どんな可能性があるか、また今後いろいろと森林組合さんと話をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 関連してもう少し質問させてください。

先ほどの講座ですとか育成事業は、本当に入り口の部分で、皆さんそれをきっかけに林業に取り組む、身近なところではチェーンソーの使い方ですとか木の倒し方ですとか、そういうところからまず入っていかれると思います。

それで、その次の段階としまして、やはり、森林組合だけでなく新しい団体とかグループが、そういう自伐型林業まではいかなくとも、先ほど課長からお話のあったような薪の生産ですとか、そういうことに取り組んでいらっしゃる方は既にいらっしゃるわけですので、何とかそういう方々、グループですとか団体ですとか、そういう方々をモデル組織、あるいは実際にやる場所をモデル地域的な位置づけにして、村で主催する講座ですとか研修会の研修場所というんですか、そういうところに充てていただいて、より身近に感じていただくような方法も考えられると思うんですが、いかがでしょうか。

結局、いろんなPRをするよりも一番効果があるのは、やはり現実にやっている方を見て、ある程度の収益を上げられているというような話を聞くのが一番人々の興味を引く、一番有効な手段でないかなと思っておりますが、こういうモデル地区とかモデル組織についてのお考えについて、可能な範囲でお願いしたいと思えます。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

モデル地区、モデル団体なんですが、地区につきましては、ちょっと可能性の話でございますが、今年の当初予算でも森林環境譲与税を活用した取組として、学びの森づくり事業で、上関地内、場所は上関生産森林組合さんの土地でございますが、そちらをお借りして、緑の少年団の活動であったりこういった山の担い手育成講座、こちらの方もそこをステージにして取り組んでいきたいと思っております。

そのようなことで、経済的なところもありますので、薪ですとか木材がどのように、出口の部分のことも含めて、講座でいろいろと皆さんにお伝えしていきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

冒頭、質問の中で村の現状、国土調査が進んで森林の境界がかなり多く明確化されてきているという、非常にこれは大きな基本的な部分が整ってきていると思います。

また、脱炭素事業につきましても、バイオマス事業を軌道に乗せる意味でも、やはり森林組合さんというしっかりした団体、組織はございますけれども、そこと連携できるような組織もやはり必要じゃないかなと。それで、当初は森林組合の指導を受けつつ、だんだん切磋琢磨といいますか、

ちょっと話が飛びますけれども、今現在、我々森林所有者は森林組合さん頼みといたしますか、森林組合さんから声をかけていただくのを待っているというのがほとんどの所有者の方ではないでしょうか。うちの木がこういう状態だからこういう施業をしてくれと、そこまで勉強していない我々も悪いんですが、そういう指導を兼ねた山の扱いを森林組合さんに委ねているというか、森林組合さんが腰を上げてくれないとうちの山はいじってもらえないというような意識、実際そういう面もあると思いますし、森林所有者の意識もほとんどそういうレベルなんじゃないかなと感じております。

関川村の山に関する基本的ないろんな条件整備が整えられております中で、特にバイオマス発電事業、それから国の制度としての森林環境税とか、そういうベースとなる支援金というんですか、そういう制度もスタートしておるところでありますので、ぜひもう一度、村民が山林に意識を向けて、週末になれば森林に行ってお草刈りをしたり枝打ちをしたり、あるいは今回の主題であります自伐型林業ですね。そこまで取り組めるような状況になってほしいと思っております。

最後に、村の林業施策を進めていらっしゃる中で、現状、国土調査が進んでいること、それからバイオマス発電事業、それから環境譲与税ですとか、それらを踏まえて、最後にもう一度、私が今回申し上げました自伐型林業の関係について、確かにこの質問の中では初期投資もかからず比較的取り組みやすいという表現をしておりますが、実際にはいろんな技術ですとかノウハウが必要になってくると思います。そういう点も含めて、いま一度、村の今後の林業の振興策、振興方針について、最後、一言いただければと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今ほどご質問いただきました自伐型林業というお話ですけれども、私どもも様々な担い手が林業に取り組むと、全てが森林組合にお任せでなしに、幾つかの事業体がこの村の中にあるということが私は望ましいことかなと思っております。

そしてまた、自伐型林業といった場合にも様々な形態があつて、まさにそれで業として経営していこうという自伐型もあれば、それこそ先ほどお話があつた、自分たちのところから薪を作つてやるという事業もあれば、環境保全のために我々やるという、そういう感覚の方もおられます。

林業で経営を成り立たせるとなると、かなりの広規模でやるとか、あるいは単に材を切るだけじゃなしにそれをどういふように販売していくのかとか、場合によっては単に材を出すだけではなしに加工も含めてどうするかというかなり専門的な経営ノウハウも要りますので、自伐型も様々な形態があると思いますが、私は様々な形態が様々な村にあつてもいいと思っております。それこそ山をきれいにするという目的であれば、例えば今回もバイオマス発電で間伐材を供給してもらいたいといったときに、単に森林組合に頼るだけじゃなしに、今回も12月の大雪で大分杉が倒れていまして木を切りましたけれども、例えば地元の人たちがそういう材をストックヤードへ持って行って買ってもらつてバイオマス発電に使うとか、そういうことをすることによって切捨て間伐にならないで、

みんなの小遣い稼ぎでもいいから持っていこうとなれば山もきれいになりますから、多様な形で村の林業の施策が展開できればいいかなと思っていますし、そういう意味では、ほかの実情も見ながら、今後、林業の活性化になるような取組を多様な形で検討していきたいなと思っています。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

最後に村長から力強い取組、多様な林業に対する取組の例がいろいろあっていいんじゃないかというお話だったかと思います。

ぜひ、いろいろな規模、そしていろいろな取組方についてご支援をいただきたいことをお願いして、また今回、私この質問をさせていただいたその基となるNPO法人自伐型林業推進協会という、団体もごございますので、ぜひ何かの機会に、そういう森林環境税など使えるような予算がありましたら、こういう方々を招いて、あるいは自伐型で成功している地域の方々、主に九州とか四国の方が進んでいるようにお聞きしておりますが、立地はかなり違うかもしれませんが、学ぶべきところ、参考にすべきところは必ずあると思いますので、そういう方々を招いて、講座ですとか研修会の一部に充てていただくようなこともご検討いただければと思いますし、そのことをお願いして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、2番、近 壽太郎さん。

○2番（近 壽太郎君） 2番、近 壽太郎です。

私は大きく分けて2つ質問いたします。

1つ目は、旧土沢小学校の利活用についてでございます。

旧土沢小学校が廃校になって13年になりました。現在は地域の避難所に指定されておりますが、この4月から就労継続支援B型を運営しているノーティス株式会社が校舎の一部を借りて活用しております。地域では、霧出コミュニティが活動の拠点として活用しようとしていましたが、いまだ途上でございます。

このような現状を踏まえて質問いたします。

1つ目は、廃校活用に対しての国の補助制度がいろいろあるんですが、この制度を使い、校舎を補強改良し、広く村民に安心して利用してもらい、地域の活性化につなげる考えはないか。

2つ目、ノーティス株式会社が借用している就労継続支援B型「クロスウォーク関川」と村は今後どのように関わっていくのか。

3つ目、防災拠点、地域の交流の場として、ノーティス株式会社と地域の連携は共存共栄のように思います。村の支援を要望いたします。

大きな項目の2つ目、水害復旧工事に伴う発生土処理についてでございます。

水害復旧工事は、今年度に入り大型工事が始まっておりますが、それに伴う発生土は膨大な量に

なると思われませんが、その処理について伺います。

現在、発生土の置場は仮置場としているのか、そのまま安定土として置いておくのか。

2つ目、国や県が管轄する発生土だとしても村内に置くことになると思う。今後起こり得るかもしれない自然災害に備え、より安全性の高い処理が必要と考えるが、国や県に要望する考えはないか伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 近議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、旧土沢小学校校舎の補強改良による村民利用と地域活性化についてでございますが、土沢小学校は、平成22年3月に廃校となって以来、これまでに民間事業者への貸出しや地域行事での活用、地域住民による居場所づくりなどでの利用があり、トイレの一部洋式化や水道施設の修繕などをこれまで行ってまいりました。

校舎の補強改良につきましては、昭和45年建設の施設ということで相当な経費が必要であることから、今後の利活用の状況を踏まえ、対応を検討していきたいと考えています。

次に、村とクロスウォーク関川との関わりについてでございますが、昨年度、ノーティス株式会社から提案があり、障害者の就労支援を目的とした福祉事業所が今年4月に校舎の一部を利用して開設しております。障害者の就労の場、地域の居場所として大いに期待をしているところでございます。

私も代表の方と何度かお会いしておりますが、今後は就労者の受入れ拡大に加えて、地域に根差した事業所として活動していきたいという構想をお持ちのようでございます。村としましても、このような施設の必要性は認識しておりますので、事業者から具体的な内容をお伺いし、村として必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、ノーティス株式会社との共存共栄についてでございます。

村では、防災拠点として旧土沢小学校を災害時の避難所に指定しているところです。また、校舎のみならずグラウンドや庭園の活用などにより地域活性化に寄与したいというお考えをお持ちのようでございますので、地域住民の皆様からご理解をいただくことが前提ではありますが、将来的には、例えば施設全体の指定管理者になっていただくなど、活動の幅を広げ、地域に愛される事業所となっていればと期待をしているところでございます。

続いて、災害復旧工事に伴う発生土処理についてでございます。

仮置きにするのか長期間保管するののかのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、多量の土砂が堆積している復旧現場には複数の工事主体が入り組んでいるところが存在しています。このうち、農地災害の復旧に伴う発生残土については、災害査定段階から直近の村有地等に長期間保管する計画としております。

一方、公共土木災害においては、災害査定の段階では、村外の優良処分場へ搬出、処理する計画でしたが、実施段階において土砂に流木が混入していることから受入れが不可能となったため、農地災害に関わる発生残土と同様に、直近の村有地等に長期間保存せざるを得ない状況となっております。

県、国の発生残土については、仮置きをする期間が最長でも1年程度であり、他の工事に転用したり村外へ搬出し処分する計画とのことであり、議員がご指摘の安全性の高い処理については今のところ必要がないものと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） 再質問をさせていただきます。

先ほど村長からの答弁でもありましたように、庭園は村の名勝となって管理されてきました。地元有志による竹灯籠等のイベントなども開催されてきた経緯もございます。校舎と庭園を一体として集う場の創出が必要ではないかと思われませんが、村の大事な財産を整備管理して、村民の憩いの場として広く有効活用する考えが先ほど村長の答弁にございましたが、このことを進める上で、どんな進め方を具体的にしていくのか、その辺を教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 先ほど地域住民が使えるように改修しないかというお話については、議員が国の補助があるというお話をなさいましたけれども、廃校利用での国の補助制度があります。例えば保育園に使いたいとか、障害者の福祉施設に利用したいとか、あるいは農業の加工施設に使いたいとか、そういう目的で廃校利用するときに補助をしようという制度があります。要は、そこで何をやるかということがまずあって、それが廃校を使えるかどうかという議論になるので、広く憩えるということでの補助というのはなかなか、要は何のための施設かということをもまず一義的にそこを定めないと、国の補助制度は成り立たないというのが現状です。

今現在、ノーティスさんが一部借りてやっておりますけれども、このB型事業以外にも様々な地域貢献を考えておられますし、ほかの事業も私、実は構想としてお聞きしていますが、将来的にはあそこを維持管理して、地域の方にも理解がされるような事業を計画していきたいというお話ですので、我々とノーティスさんとの話合いの中で、どういう形にどういうことを作り込んでいくかというものを考えていく必要があるのかなと思っております。まだ始まったばかりですけれども、これから多分順次拡大されると思いますので、よく情報をお聞きしながら進めていきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） 村長の今ほどの前向きな答弁でございますので、ぜひとも前に進めていただきたいと思います。

村では初めて民間による就労支援施設でありますので、村内でも利用者が増える可能性があります。利用者支援の観点から、使い勝手のよい施設になるよう、また、それを行政として、今のと多少重複することもあると思いますけれども、応援していただけないかということでございます。

ただ、その窓口、本当はこういう質問は私がやるのではなく、ノーティス株式会社が直接役場とやり取りしながらやるのが本筋でございます。でも、それがなぜかうまくいっていないのではないかなという気がします。庁内ではどこが窓口で、例えば運営していくのは福祉課で、校舎とか設備に関しては教育課とか、いろいろあるとは思いますが、その辺、一本化というか共有しながらやっていくような考えはありませんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） それぞれ所管があるのは仕方ない話なので、教育施設は教育担当、福祉は福祉担当ということがありますが、その事業を進めるにおいて庁内では話し合いをしていると聞いていますけれども、もし齟齬があるようであれば、さらにしっかりと連携を取って、企業の方にご迷惑のかからないような役場の迅速な対応を進めていきたいと思えます。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） ありがとうございます。

では、3つ目のことなんですけれども、先ほど村長が答弁されたように、ノーティス株式会社では防災設備の管理や庭園の整備、あとは地域住民と関係構築を図りながら、利用者の活動の輪を広げて社会とのつながりを深めたい考えでございますけれども、現実的にこんなことをやりたいんだというようなことが出てきたときに、それを役場でできる範囲内でこうしたらどうかというような後押しするような対策を講じていただけないものかどうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） こうしたいと言ったときにそれがいいかどうかということがありますから、後押しする場合もあればちょっと勘弁してくれというものもあるかと思えますので、具体的な中身についてご提案をいただいた中で村としては考えていきたいと思っています。

実は昨日、私も行って来たんですが、議員ご存じのとおり、東京の新渡戸高校の生徒が修学旅行で3名来てまして、その方々が昨日は木炭作りをやって、今日は湯沢のぶどうで摘果ですか、作業をするのにその高校生の女の子3人いましたけれども、その子たちとノーティスの使っている若い子供たちが一緒に作業をしているということで、結構そういう取組もしていますし、場合によってはそういう方々が今後、例えばぶどうのそういうことを継続的にやれるかもしれませんから、地域に様々な広がりが出てくると思っていますし、今回その施設ができたことによって、これまで村上に通わざるを得なかった村民の方が、関川村で就業の場ができたということで喜ばれていますので、そういった活動の場をどんどん広げていきたいと思っていますし、社長さんは福祉施設以外で

もいろいろお考えのようですから、情報をよくしっかり受け止めながら、何ができるのか、何ができないのか、しっかり判断していきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） ありがとうございます。

村長よくご存じですけれども、確かに今はそうやって旅する学校の事業に毎回五、六人程度が参加していただいております。また、今日、明日と予定もあります。

あとは霧出地区で運動会、今回は松の木の伐採が遅れて大変そうなので、大島保育園で開催することになったそうですけれども、そこにもぜひ何か手伝わしてくれというような申出がありましたので、体協の人たちにお伝えしたいと思っておりますが、そういう多方面でぜひご支援いただきたいと思います。

2つ目ですが、土砂の処理についてですが、先ほどの話では、国、県が管轄するもの、7年をめぐりにある場所に搬出するということでした。村の発生土に対しても同じなんですけど、いずれにせよ、7年間であれ、ずっと仮置場に置いておくということにしても、その期間、発生土は残るわけで、発生土がいつ何どき災害が起こるか分かりませんので、発生土が流出しないようなことを責任を持って管理していただきたい。県外にもそういった事例もございましたので、災害を未然に防ぐのは当然ですが、2次災害的なことが起こらないように責任を持って管理していただきたいと。お願いします。

あともう一つなんですけど、発生土といいますか、土沢地内における村道赤谷線脇に、旧美穂農場の入り口付近ですけれども、土のう袋に入った土が山になってあります。あれは非常に地域の人にとっては環境上も景観上もよろしくない。脱炭素の先行地域に指定された我が村としてもちょっと見苦しいんじゃないかと思われるんですが、その辺の処理は今後どのようになるのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） お答えいたします。

議員ご指摘の土のう袋の土は、昨年の災害のときに、うちの中であったり庭であったりの泥出しでためたものが多いと思います。土のう袋を積んでいるその前に、今、県の災害復旧の関係で土を仮に置いております。その土が片づきましたら、土のう袋を処分する予定でおります。ご理解をお願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） 土のう袋は、多分、一、二年で持つと破れるような状態になると思います。

そうなるともた大変な作業が加わるわけで、なるべく早くお願いしたいと思いますが。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 議員のご指摘のとおりと認識しております。私、予定を申し上げません



でしたけれども、県の土がなくなるのが今年8月ぐらいの予定となっておりますので、それが終わりましたら、一部補正の予算もお願いしなければいけませんけれども、対応したいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） それでは、そういう処理を進めるということですので、ひとつよろしくお願いたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで一般質問を終わります。

11時20分まで休憩します。

午前11時04分 休 憩

---

午前11時20分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程第5、報告第3号 令和4年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、報告第3号 令和4年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 最初にお諮りいたします報告第3号は、令和4年度の関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてであります。

これは、令和4年度予算のうち令和5年度に繰り越して執行するものについて、地方自治法の規定に基づきまして報告するものであります。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

---

日程第6、報告第4号 令和4年度関川村一般会計事故繰越しの繰越額の報告について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第6、報告第4号 令和4年度関川村一般会計事故繰越しの繰越額の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第4号は、令和4年度の関川村一般会計事故繰越しの繰越額の報告についてであります。

これは、令和4年度に予定していました道の駅周辺整備事業が8月豪雨災害の影響によって事業を進めることができませんでしたので、令和5年度に繰り越して執行することとし、地方自治法の規定に基づき報告するものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

---

日程第7、報告第5号 令和4年度関川村下水道事業会計予算繰越報告について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第7、報告第5号 令和4年度関川村下水道事業会計予算繰越報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第5号は、令和4年度の関川村下水道事業会計予算繰越報告についてであります。

これは、令和4年度予算のうち、管渠の災害復旧工事を村道の災害復旧工事の工程に合わせて令和5年度に繰り越して執行するもので、地方公営企業法に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

---

日程第8、報告第6号 令和4年度関川村簡易水道事業会計予算繰越報告について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第8、報告第6号 令和4年度関川村簡易水道事業会計予算繰越報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第6号は、令和4年度の関川村簡易水道事業会計予算繰越報告について

であります。

これは、令和4年度予算のうち、新潟県の河川災害復旧工事の工程に合わせて令和5年度に繰り越して執行するもので、地方公営企業法に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

---

日程第9、報告第7号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第9、報告第7号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第7号は、公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況の報告についてであります。

地方自治法第243条の3第2項によりまして、資本金などの2分の1以上を出資している財団法人や株式会社などは、その経営状況を議会に報告することとなっております。

例年のとおり、関川村自然環境管理公社から関係書類が村長宛てに提出されましたので、その関係書類をもって報告するものでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

1ページの2番の（5）都市公園の中身です。万木山森林公園とありますけれども、これも今現状でまだ管理されているような状態なんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 万木山公園については、今現在、業務として管理しているところについてはございません。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 管理されていないということなんですね。ということは、今後も管理する予

定はないわけですか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 万木山公園について、具体的な作業についてはございませんけれども、必要に応じてそういう場面がございましたら管理して活用していくというような形になろうかと思えます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） では、現在は取りあえず都市公園としてはあると、現在あるわけですね。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 現在もそういう形での名前にはなっております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

2ページ、7の下関駅管理運営受託事業ですが、これは水害までの金額なのか、それとも水害後もこれは受託をお願いしているというような、使っていないような状態なんですけれども、これはどこまでの範囲になるのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 越後下関駅の管理運営につきましては、昨年12月までの間は駅の管理を実施してございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 10番のところの管理受託の関川村へ返納という、これがじゃあ1月からの分ということになるのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 清算後の返納額という形になります。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 4ページの（4）東桂苑での喫茶売店営業、これもやはり水害によって営業ができないような状況になっておりますが、収入、支出、これは8月まで、それともこの後は何か違うような営業をされて収益を上げたのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 副村長。

○副村長（角 幸治君） 8月の水害までの収入、支出でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 3番、鈴木議員の越後下関に関する質問と同様の質問でしたので取り下げます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

---

日程第10、議案第28号 関川村税条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第10、議案第28号 関川村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案28号は、関川村税条例の一部を改正する条例でございます。

これは地方自治法等の一部を改正する法律などにより、村の条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、住民税務課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） それでは、議案第28号 関川村税条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

今回の改正は、3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律などによりまして、令和5年7月1日以降に施行するものについて、村の条例を改正するものでございます。

大きな変更点を中心にご説明申し上げます。

まず、第1条による改正は、令和5年7月1日から施行されるものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第70条につきましては、三輪の特定小型原付、想定はいわゆるキックボードと言われるものでございます。を、1号のエ、いわゆるミニカー区分というところから除外しまして、1号のアに該当させるというものでございます。

続きまして、次のページ、第2条による改正は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

新旧対照表の第22条の9から8ページの第36条の6につきましては、森林環境税が令和6年度から導入されることに伴いまして、住民税に関する規定に文言を追加するものでございます。

続く、附則第14条の2と第15条の2につきましては、軽自動車税軽減のために不正に国土交通省の認可を受けた自動車メーカーからその納税の不足分を徴収する際に加算して徴収するわけですが、その比率を100分の10から100分の35に引き上げるものでございます。

9ページでございます。

第3条による改正は、令和7年1月1日から施行するものでございます。

第25条の3の2第2項につきましては、扶養親族等申告書の記載を簡素化することによりまして便宜を図るということで加えられる規定でございます。

以下、3項以降につきましては項ずれによる改正でございます。

これらを踏まえて、所要の文言の整理を行ったものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 今ほどの環境税のところの国からの調整する部分のところ、もうちょっと詳細な説明をお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） 環境性能割でございますね。本来、納税者が納税、住民の方が納税するわけでございますが、不正、例えばメーカーさんが不正な虚偽のスペックを提出した、そのことによって減税を受けていたわけなんです、それが発覚してそれが取り消された場合、そこで減税、減免を受けていた差額の部分を頂く形になるわけなんです、それを住民ではなく自動車メーカーさんに問うことができるという規定が今までございました。その比率、不足分に加算した分を今まで100分の10を加算して徴収させていただいたものなんです、それが35に引き上がるというところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11、議案第29号 関川村入湯税条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第11、議案第29号 関川村入湯税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第29号は、関川村入湯税条例の一部を改正する条例でございます。

これは、村上市の荒川いこいの家の廃止に伴い、条文を整理するものでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第29号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12、議案第30号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第12、議案第30号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第30号は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

具体的な内容につきましては総務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、ご説明させていただきます。

普通財産の貸付けに当たりましては、有償での貸付けが原則となります。その例外を定めているのが第4条の条文でございます。この第4条に、村長が特に必要があると認めるときを加えるとい

うものがこのたびの改正でございます。

具体的には、村以外の団体などが普通財産を公共的な事業に用いる場合などを想定しておりますが、これまでには公益性が極めて高いということで、スキー場の施設を民間会社は無償貸付けしていた事例もございましたが、疑義があったところでございます。

そういったことも踏まえまして、県内の他の市町村の条例も参考といたしまして、このたび条例の一部改正を行うものでございます。

なお、このたび設立いたしましたせきかわふるさとエネルギー株式会社が事務所として利用する村の施設も無償貸付けの対象にしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

2番、近 壽太郎さん。

○2番（近 壽太郎君） 2番、近です。

先ほど一般質問でお話したノーティス株式会社の件は、ここに該当するのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） ノーティスさんには無償で貸付けはしております。ここに該当するかと言われると、この条例には該当はしないと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 今ほどの総務課長の説明ですが、今までこれがなかなかされていなくて疑義があったというところで、わかぶな高原スキー場跡の話も出たんですけども、過去に雲母里を使用していた、今現在、組織として残っておりますパワープラント関川、こちらも有償での貸付けになっていたかどうか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） P P S も、当時、有償での貸付けとなっております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） その部分の請求は上がって、支払いにはなっていますか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それは未収入ということで決算書にも載っておりますけれども、支払いはされていないというのが実態でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 今後、脱炭素の動きの中で新しい新電力の事業に対してそういったことがないような法整備、精査だと思んですが、村長にお伺いしたいんですけども、P P S について、



これは早々に片づけるという方向のお考えはありますか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 債権については時効の規定がありますからできるんですが、出資があるんですね。出資というのは、出資ですから多分時効はないと思うので、会社を要は法的整理で破産等にすれば、それを理由にもう会社が消滅したので出資を削除しますと言えるんですが、まだ名目でも残っている以上、我々が率先して放棄するというのはなかなかやりづらい状況であるので、これまでも前村長で取締役の平田さんに、何とかその会社の整理をしてくれないかという話をお願いをしているんですけども、そこが進まないということでちょっと苦慮しているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） なかなか相手があつて相手が動いてくれないという難しいところであると思うんですが、今脱炭素の計画がどんどん進んでいく中で、新しい6月1日に発足した三セクのエネルギー会社、こういったものが住民の方で情報として出たときに、やはり言われるのが、またやるのかと、以前のバイオマス事業、こんななっているのがまだ片もついていないじゃないかという声がやはり聞こえてきます。村長の方でもなかなか大変なところではあると思うんですが、そういったところの話も、出資されている方によくよくしていただいて、これ、早々に何とか片づけるような方向でお願いしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13、議案第31号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第2号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第13、議案第31号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第31号は、令和5年度関川村一般会計補正予算（第2号）でございます。

これは職員の人事異動に伴う職員給与費の調整のほか、冒頭申し上げました物価高騰対策など、今後必要となる追加事業について経費の補正を行うものでございます。

詳細は総務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、第2号の一般会計補正予算について説明させていただきます。

第1条は歳入歳出予算の補正です。

1億4,920万円を追加いたしまして、予算総額55億1,060万円とするというものです。

第2条で地方債の補正です。

11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

村長説明にございましたとおり、人件費の関係も予算計上しておりますが、この部分は説明を省略させていただきます。

2款総務費1項総務管理費からです。

4目財産管理費です。工事請負費3,000万円、役場庁舎の屋上防水改修工事でございます。これは、昨年度、長寿命化計画の中で調査をいたしました過程の中で、経年劣化が相当進んでいるということが判明し、このたび補正にて対応させていただきたいというものでございます。

7目地域振興費、ホームページの作成委託料、脱炭素関連のものでありまして50万円です。

備品購入で風況観測機器購入260万円。

補助金で結婚活動支援補助金10万円、県が運営しております婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」がございます。そこへの初回登録料の3分の2を補助するという予算でございます。

13ページです。

徴税费です。

手数料で40万7,000円。滞納者の預貯金の状況を電子で照会できるサービスがございます。初期費用と月々の手数料で40万7,000円ということでございます。

3款民生費1項社会福祉費です。

価格高騰緊急支援給付金事業費でございます。次のページにまたがっております、15ページをお願いいたします。

15ページの18節補助金で1,800万円です。価格高騰緊急支援給付金であります。これは国の事業

でございます。住民税非課税世帯への支給ということでもあります。3万円掛ける600世帯という予算でございます。そのほか事務費の計上もでございます。

老人福祉総務費です。高齢者福祉施設電気料高騰支援事業補助金450万円。こちらは、国の交付金を活用しての村の事業でございます。介護施設、高齢者施設の電気料が上がっているということで、令和3年と令和4年を比較いたしました。その2分の1を補助するという予算でございます。

社会福祉施設費、修繕料10万円。はなみの里の和室の換気扇の修繕でございます。

工事請負費はゆうあいでございます。3,600万円。給水給湯配管などの設備更新でございます。

16ページの2項児童福祉費です。

子育て世帯生活支援特別給付金事業費、消耗品で14万3,000円。これは1号補正で5万円ずつの支給の補正をいただきましたが、その事務費において国から補助の手当てがございましたので、歳出を計上するというものでございます。

それから、その下に書いていますが、子育て世帯支援事業費の給付金で660万円。これは国の交付金を活用しての村の事業でございます。物価高対策として子育て支援ということでありまして、ゼロ歳から大学生のいる世帯に対しまして、子供1人につき1万円を支給するという予算でございます。

それから次のページ、はぐっていただきまして、18ページです。

4款衛生費2項清掃費です。

ごみ処理対策で印刷製本費11万円。10月からプラスチック製容器包装の分別が始まります。家庭に配布いたします分別表改訂版の印刷代であります。

それから、少し飛ばしまして19ページです。

農林水産業費の農業農村整備事業費です。

測量調査委託で350万円。災害復旧関連でございます。成沢の残土捨場の受入れの可能量、盛土の測量委託ということでもあります。

工事請負費は、大正用水路法面对策工事として600万円であります。

6款商工労働費1項商工観光費です。

中ほどの備品購入費、マスコットキャラクターにゃん吉のパネルの購入で、2枚分で10万8,000円あります。

補助金は、森と湖に親しむ旬間おおいしダムまつりの補助金で20万円、いわふね青年会議所災害復興事業補助金で5万円あります。

施設管理費の修繕料100万円。これは当初予算にも修繕料を計上しておりましたが、観光街灯など修理箇所が多くなっているため補正対応したいというものでございます。

委託料の300万円は、鷹の巣駐車場の倒木、危険立ち木の伐採でございます。

21ページです。

ゆ〜むの揚湯ポンプの交換工事で400万円です。これは、先日、ポンプが故障いたしまして、引上げをして予備のものと交換をしております。その期間は休館させていただきました。それで、その引き上げたポンプを次に備えて工事しておく必要があるということでの400万円でございます。

それから、8款消防費1項消防費です。

10節光熱水費26万5,000円。これは、災害派遣で出雲崎町さんから来ていただいておりますが、上関住宅に入っております。その光熱水費であります。

それから、負担金の災害派遣職員経費負担金2,400万円。これは、出雲崎町さんはじめ新潟県新潟市、土地改良連合会などからの支援の人件費の負担金でございます。

それから、消防施設費の負担金でございますが、消火栓の取替工事ということで80万円、大島地内でございます。簡易水道事業会計で実施するというものであります。

23ページです。

9款教育費2項小学校費です。

会計年度任用職員の報酬で48万2,000円。特別支援学級の教員助手分でございます。費用弁償は交通費で1万3,000円です。

3項中学校費、庭園整備等委託料で300万円。電線などの支障となる立ち木あるいは倒木危険の立ち木の伐採でございます。

備品購入は、網戸の購入で50万円です。

4項社会教育費、修繕料で100万円。村民会館の図書室、会議室の給油管の修繕です。

文化財保護費の委託料150万円。これは、旧土沢小学校の倒木、危険木の伐採でございます。かなり範囲が広がっておりますので、5年程度の年次計画にて対応したいということにしております。

25ページです。

5項保健体育費です。

給食費、修繕料で60万5,000円。共同調理場の排水管の清掃ということであります。

負担金の130万円。これは、国の交付金を活用しての物価高対策でございます。昨年度も実施いたしましたが、給食の材料費の高騰分の補填ということでの予算計上でございます。

9ページをお願いいたします。

歳入で、補正の財源でございます。

14款国庫支出金です。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、名前はコロナと入っておりますけれども、物価高対策に係る交付金でございます。3,139万4,000円。

子育て世帯生活支援特別給付金事務費国庫補助金14万3,000円。

学校保健特別対策事業費国庫補助金22万5,000円、これは中学校の網戸の整備の財源でございます。

18款は繰入金で、庁舎基金の繰入れで3,000万円。役場庁舎の屋上の防水工事の財源としたいというものでございます。

19款繰越金は4,463万8,000円です。

21款村債です。

ゆうあいの整備事業で3,600万円。設備更新工事であります。

農業水利関係防災事業600万円。大正用水路の法面対策工事であります。

消火栓の更新事業で80万円であります。

最後に8ページをお願いいたします。

第2表地方債補正ということで、今ほどご説明した21款村債の3つの事業の変更ということで、それぞれ増額するものでございます。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

午後1時まで休憩します。

午前11時57分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

21ページ、14節工事請負費のところ、先ほど説明がございましたゆ〜むのポンプの交換ということで、6日間休館にされまして今日から再開だと思いましたが、交換の工事に400万円ということでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 副村長。

○副村長（角 幸治君） 金額の内訳というか根拠でございますけれども、揚湯ポンプを引き上げて、業者の方で今分解点検しているところでございます。最悪の場合、新しいポンプを入れ替えることもあり得るものですから、その金額で計上しているというところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） では、これは新しく購入する予算も入っての工事費ということによろしいで

すか。

○議長（渡邊秀雄君） 副村長。

○副村長（角 幸治君） 業者の点検結果によりますけれども、最小限の修繕で直る場合はもっと費用が抑えられるということもあり得ます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 22ページ、8款1項2目消防施設費の消火栓移設取替工事という説明でしたが、大島で取替工事ということで、移設も入っていますが、同じ場所ではなく、交換ではなく、どこか違うところにずらしたということですか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 取り替える消火栓については、これはちょっと誤りで、移設ではなく同じ場所に取り替えをするという内容でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 24ページ、1目17節の中学校網戸購入ですが、これは新しいものに交換ではなくて、ないところに新設ということでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 今ほどのご質問ですが、もともと網戸はついておりませんので、そこに新設として取り付ける分となっております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） この網戸というのは虫対策ということでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） コロナの関係で換気が必要なんですけど、やはり虫は蜂等入ってきますので、なるべく虫等入ってこないようにということも含めまして、換気対策として網戸の設置ということにしております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 虫なんですけれども、小学校は網戸がついておりませんが、小学校はつけられないんですか、中学校だけなんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 今回の予算が感染症対策ということで上がっておりまして、小学校は多分、はっきり申し上げられませんが、今回そういう要望がなかったのか、中学校は中庭に大分花などいろいろあって蜂がひどく入ってくるということで網戸が必要だと聞いております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 小学校なんですけれども、今年度から、給食、中学校の分も全て小学校で作

られておりますけれども、虫などの対策ですと、恐らく小学校が先に必要になってくるのかなと思いますので、できれば小学校の虫対策もぜひともやってもらいたいと思います。お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 8番の平田です。

19ページなんですけど、下の方の農業農村整備事業の関係なんですけれども、測量調査委託料で上がっているんですけれども、これは実施設計も災害復旧で聞いたような気がするんですが、実施設計も含んでいる金額ですか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

測量調査委託料でございますが、こちらは災害の設計とかではなくて、成沢地区大島と土沢地内ですけれども、そちらの土砂の廃土先、土砂を置く場所の現在の地形の測量をしまして、どれくらい土を入れられるかとかどういうふうに盛っていくかという、そういう測量をするための設計委託料でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） もう1点お願いします。

その下の大正用水路法面对策工事、災害復旧取れなかったんだろうか。これを見ると600万円、地方債で起債で上がっていますが、災害復旧には取れなかったんですね。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） こちらでございますが、大正用水の災害で申請いたしましたのは、水路の方が埋没したというか、堆積土砂の災害復旧という形でさせてもらいましたが、それを取りにいったときに、その水路の被災とはまた別に、法面のところが崩壊、大分荒れておまして、災害ではないんですが、今後災害の危険性があるということでの起債事業を採択しまして、申請するものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） では、災害なら起債も災害債になるかと思うんですけれども、これはそうすればほかの起債でもって、過疎債とか、そういうので取るんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 起債ですが、緊急自然災害防止事業債というものでございまして、こちらは過疎債並みに充当率も100%で、交付税算入率も70%ございますので、有利な起債となっております。そちらで申請するという事になっております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 鈴木議員と同じ質問だったので取り下げます。

○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原 修さん。

○10番（菅原 修君） 10番、菅原です。

12ページ、17節の新エネルギー推進事業の風況観測機器とあるんですけども、260万円。これはどういう機械なんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今ほどのご質問にお答えします。

風況調査を行うものになります。風況調査というのは、一般的には風車がくるくる回ってというようなものを2基設置させていただき予定でございまして、その機器購入になるものでございます。

どういうものと言われると、ポールの上に風車がくるくる回るのをつけて、それをデータを取らせてもらう、そういった機械になります。

○議長（渡邊秀雄君） 10番、菅原さん。

○10番（菅原 修君） その機械を設置するのは、やっぱり風の速度を調べると思うんですけども、1年間ぐらい設置しなければ駄目なんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 基本的には1年間の風況を調べさせていただき予定としてございます。

特に夏場、風が弱いと言われているような時期にその風況を確実に捉える必要があるかと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 今の菅原議員の質問の関連ですけども、2基という説明でしたけれども、設置場所はどちらになりますか。

○議長（渡邊秀雄君） 脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 現在想定をさせていただいている箇所はせきかわ浄化センター、それからふれあいど〜むの脇、こちらの方を予定地とさせていただいております。もう1か所、実は別途予定地を準備しておったんですけども、そちらではなく、今回、当初の計画どおり、せきかわ浄化センターとふれあいど〜むに設置をさせていただきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 別な質問に移らせていただきますが、16ページの児童措置費の18節負担金補助及び交付金のところで、子育て世帯支援給付金、説明のときに大学生まで対象で1人1万円という内容だったかと思いますが、これの申請方法といいますか、申請制度なのか、それとも村で調査されて交付しますよというような方式になるのか教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。



○健康福祉課長（渡邊浩一君）　ゼロ歳から大学生までを対象としておりますが、児童手当の対象者につきましては村で把握しておりますので、村から補助金を出すという形でございますが、児童手当の対象外の方については申請をいただいて補助するというようなことで予定しております。

○議長（渡邊秀雄君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君）　討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14、議案第32号　令和5年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊秀雄君）　日程第14、議案第32号　令和5年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○議長（渡邊秀雄君）　村長。

○村長（加藤　弘君）　議案第32号は、令和5年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

具体的な内容は建設課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君）　建設課長。

○建設課長（河内信幸君）　議案第32号　令和5年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）の詳細について説明します。

消火栓取替工事を受託することに伴い、第3条に定めた営業収益、営業費用に、それぞれ80万円の増額をお願いするものです。

901ページをご覧いただきたいと思っております。

第1款第1項営業収益に80万円を追加し、総額を1億731万4,000円、支出、第1款第1項営業費用に80万円を追加し、総額を1億7,865万6,000円とするものです。

902ページをお願いいたします。

支出から説明いたします。

1款1項3目受託工事費ですが、大島地内の老朽化した消火栓を1基取り替える工事費80万円を増額し、880万円とするものです。

収入について説明します。

1款1項2目受託工事収益ですが、今ほど説明いたしました消火栓の取替えに係る費用を一般会計から負担金として収納するために80万円を増額し880万円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第32号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡邊秀雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

午後1時16分 散 会